

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 水道局本局庁舎空調自動制御設備等保守管理業務
- 2 事業者名 ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店
- 3 特定理由

空調自動制御装置は、外気温などの外部負荷や室温、湿度を検出し、冷暖房、換気等の各空調設備の運転調節を自動で操作するものである。

空調設備全体の構成と空調システムの運転方式は、建物ごとに独自に設計されているものであることから、これらの制御を行う自動制御装置を修繕するには、製造元のみが保有している技術やデータが必要である。

本局庁舎の空調自動制御装置は、横河ジョンソンコントロール株式会社（現ジョンソンコントロールズ株式会社）製であり、ジョンソンコントロールズ株式会社北海道支社は、当該装置に係る技術やデータを保有している唯一の会社である。

以上より、上記業者以外では業務を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 ・この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 水源アンモニア計器保守点検業務
- 2 事業者名 株式会社ユース
- 3 特定理由
本業務で保守点検を委託する水源アンモニア計器は、河川水のアンモニア濃度を24時間365日連続で測定している。この測定結果から得られる情報は、浄水場における薬品注入率の決定や水源水質異常の早期発見に活用されており、浄水場の安定した運転に必要不可欠である。
この水質計器は、東亜ディーケーケー株式会社独自の技術開発により制作され、技術基準等は一般に公開されておらず、本業務で求めているアンモニア計器の点検整備及び保守管理は、設備仕様及び詳細なデータを保有している業者でなければ行うことはできない。
上記業者は、北海道内における東亜ディーケーケー株式会社製品の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本業務を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 P&T装置付きガスクロマトグラフ質量分析計保守業務
- 2 事業者名 北海道和光純薬株式会社
- 3 特定理由 P&T装置付きガスクロマトグラフ質量分析計(GLサイエンス株式会社製 PT7000及び日本電子株式会社製 JMS-Q1500GC)は、水道水質維持のために常時稼働させてカビ臭物質の測定を行っており、測定の安定性及び信頼性確保のためには保守契約が不可欠である。当所における当該機器の保守に関しては日本電子株式会社が一括して業務を実施するものであり、その整備作業に関する代理店は北海道和光純薬株式会社のみであるため、北海道和光純薬株式会社を特定することとする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名
液体クロマトグラフ質量分析計保守点検業務（白川水質）
- 2 事業者名
株式会社ムトウ
- 3 特定理由
液体クロマトグラフ質量分析計（株式会社島津製作所製LCMS-8060NX / NexeraX3 / ATN-2050）は精密分析機器であるため、部品の供給及び保守作業等は、株式会社島津製作所のみ可能である。株式会社ムトウは株式会社島津製作所が指定するこの業務に係る唯一の代理店（代理店証明書添付）であるため、当該事業者を特定することとする。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 水道局本局庁舎エレベーター設備保守管理業務
- 2 事業者名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社北海道支社
- 3 特定理由

本局庁舎のエレベーターは三菱電機ビルソリューションズ株式会社製の設備を採用しており、当該業者が上記業者が製作・納入・施工したもので、保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価ができない。

また、令和8年度においては、エレベーターの改修工事を実施予定であり、本工事の受注会社は上記業者であり、工事の進捗具合と併せて本業務を履行することができる唯一の業者である。

したがって、これらの条件を満たすサポート体制が確立している上記業者以外では本業務を履行することができない。

以上より、上記業者との特定随意契約とする。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる